

令和元年
第5回八雲町議会臨時会
議 題

開会 令和 元年11月28日
閉会 令和 元年 月 日

八 雲 町

議案第 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 教職員共同住宅豊河町新築工事（建築主体）
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 60,500,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 原田・田中特定建設工事共同企業体
代表者
二海郡八雲町立岩 66 番地 8
有限会社 原田工務店
代表取締役 原 田 英 行
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和元年 12 月 5 日までに締結する。

令和元年 11 月 28 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 28 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年 9 月 14 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和元年 8 月 8 日、救急車が救急出動帰署中に、八雲町東雲町 24 番地先路上（道道 1029 号線）において、駐車場より右折してきた相手方車両に接触され、双方が損害を受けた事故について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | | |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 53,952 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町東野 526 番地
川 上 国 子 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 28 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額に決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年 9 月 30 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和元年 6 月 12 日、町有公有車で外勤中、八雲町鉛川無番地先路上（一般国道 277 号）において、飛び出してきた動物との接触を避けるために左へハンドルを切ったところ、車両前方がガードケーブル支柱に接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 146,707 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町東雲町 23 番地
函館開発建設部
八雲道路事務所長 増 川 直 実 |